

山口県報

平成19年
6月22日
(金曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一

土地改良区定款変更の認可 (農村整備課)……………三

指定施業要件の変更予定保安林 (森林整備課)……………三

漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意 (水産振興課)……………三

道路の区域の変更 (道路整備課)……………四

道路の供用の開始 (道路整備課)……………四

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (二件) (都市計画課)……………四

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示の一部改正 (会計課)……………六

公告

一般競争入札の実施 (市町課)……………六

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民生活課)……………八

平成十九年度毒物劇物取扱者試験の実施 (業務課)……………八

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (三件) (商政課)……………九

土地改良区運合役員の届出 (農村整備課)……………九

土地改良事業の工事の完了 (農村整備課)……………一〇

山口県告示第三百四十号



瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年六月二十二日から同年七月十二日まで、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年六月二十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 宇部興産株式会社
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場東地区
所在地 宇部市大字小串一九七八番地の一〇
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 ($m^3/時$)	工事着手 年月日 予定	工事完成 年月日 予定	使用開始 年月日 予定	使用時間 隔間 連 続 時 間 の 概 要
三七一口	〇・六六	平成一九 八一年 一月	平成一九 一一年 三月	平成一九 一二年 五月	一 日 当 た 二 四 時 間 変 動 な し

備考 「三七一口」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設をいう。

排水口	排出水の汚染状態の値						排水の一日当たりの量 (m ³)
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
	水素イオン濃度 (水素指数)		化学的酸素要求量 (mg/l)		浮遊物質質量 (mg/l)		
			鉍油類 (mg/l)		窒素 (mg/l)		
					リン (mg/l)		

五 排水の汚染状態の値及び排水の量

総合排水処理設備	好気性排水処理設備		種別		項目	汚水の等量の汚染状態の値	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	処理後	処理前	処理後	処理前			
	七・五	七	一一二	一一二	水素イオン濃度 (水素指数)		
	八・五	六・五	四四四・二	三八九・二	化学的酸素要求量 (mg/l)		
			四四四・二	四一九	浮遊物質質量 (mg/l)		
			二〇	二〇	鉍油類 (mg/l)		
			二・五	二・五	窒素 (mg/l)		
			四三二	四三二	リン (mg/l)		
			四七四・一	四七四・一	汚水等の一日当たりの量 (m ³)		

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

総合排水処理設備	好気性排水処理設備	種類	構造	能力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間	間隔	一日当たりの使用時間	概略的変動の要	工事着手予定	工事完成予定	使用開始予定
"	コンクリート製			一、六〇〇	活性汚泥	連続	二四時間	変動なし		(既)		
				二二〇、〇〇〇	中和・沈殿							

四 汚水等の処理施設に関する事項

種別	汚水等の汚染状態の値						汚水等の一日当たりの量 (m ³)					
	通常	最大	通常	最大	通常	最大						
三七一口	八	六	三三四	三三四	一	二・〇三三・六	二・〇三三・六	〇・〇五	〇・〇五	一六		

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

No. 10	No. 8	No. 7	No. 6	No. 3	No. 2	No. 1
排水口	排水口	排水口	排水口	排水口	排水口	排水口
七・五	"	八・三	"	七・五	七・二	七・四
八・六 五	九・六	八・七 五	八・七 五	八・六 五	"	八・五 七
四・四	"	三・一	"	三・五	六・七	二・四
五・七	"	"	四・五	四・四	七・四	二・九
一三	"	"	七	一八	一二	一五・九
二五	"	"	一三	二二	二三	二〇
"	"	"	"	"	"	二・五
六・三	"	"	〇・六	〇・六九	一・二	一七・九
一六	"	"	"	三	二	四七・八
〇・二八	"	〇・〇六	"	〇・〇五	〇・〇六	〇・〇五
二八二、三六四・四八九、八九七・四	"	"	"	〇・二	"	〇・八
	八五二、一二〇	六四八、〇〇〇	九一、二〇〇	三六、七五〇	四四、六一七・九	一三三、七三五
	八五二、一二〇	六四八、〇〇〇	九一、二〇〇	五一、五二四	四六、七九六	二九、九四五

山口県告示第三百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十九年六月二十二日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称
宇部市広瀬土地改良区

認可年月日
平成一九、六、一一

山口県告示第三百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第一四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成十九年六月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
保安林の指定に関する告示（平成十二年山口県告示第三百六十三号）に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに萩市農林部林政課、光市経済部水産林業課及び阿東町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百四十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十五条において準用する同法第五十五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第八十五条第二項の規定による同意があつたと認めた。

平成十九年六月二十二日

山口県知事 二井 関成

区	域	区	分
奈古区域 大井湊区域 浮島区域		小型定置網漁業	総トン数十トン未満の漁船により、主として北緯三十四度四十分の線以北の日本の海域において営む漁業 船びき網漁業

白木、森野区域
主として沖建網を使用して営む漁業
船びき網漁業

山口県告示第三百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成十九年六月二十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月二十二日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
路線名 岩国錦線
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
岩国市本郷町本郷字下沖田三〇二七の二地先から 同市本郷町本郷字地藏現三二五三の一 地先まで	新	最狭 最広	一・四・〇〇 三・六・八	四五二・五 四七六・四	道路改良工事の 完了による。
	旧	最狭 最広	一・四・〇〇 三・六・八	四五二・五 四七六・四	備 考

道路の種類 県道
路線名 光玖珂線
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
光市島田二丁目二九の一九地先から 同市同町二九の二地先まで	新	最狭 最広	一・五・三〇 三・〇・三〇	三九・三 三九・三	道路改良工事の 完了による。
	旧	最狭 最広	一・五・三〇 三・〇・三〇	三九・三 三九・三	備 考

山口県告示第三百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成十九年六月二十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月二十二日

山口県知事 二井 関成

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
岩国錦線	岩国市本郷町本郷字下沖田三〇二七の二地先から 同市本郷町本郷字地藏現三二五三の一 地先まで	平成十九年六月一 十三日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
光玖珂線	光市島田二丁目二九の一九地先から 同市同町二九の二地先まで	平成十九年六月一 十三日

山口県告示第三百四十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定により、宇部都市計画道路一・四・二宇部湾岸線助田高架橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工第二工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年六月二十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 宇部都市計画道路一・四・二宇部湾岸線助田高架橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工第二工区）
- (一) 工事場所 宇部市助田町及び同市大字小串字沖ノ山地区内
- (二) 工事の概要

構造	延長	道路幅員
鋼四径間連続鋼床版箱桁形式橋りょう	一八六・〇メートル	二二・四メートル (車道七・〇メートル)

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が鋼構造物工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(鋼構造物工事業に係るものに限る。))を受けていること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成十九年六月二十一日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(鋼橋上部工事の数値が千百以上であること。ただし、法第三条第一項の営業所のうち主たる営業所を山口県内に有している場合又は鉄鋼を製造し、若しくは鋼構造物を製作する工場を山口県内に有している場合は、この限りでない。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の鋼橋上部工事の数値が九百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(一) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(二) 申請書等の提出場所

山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所 宇部市港町一丁目五番七号

(三) 申請書等の提出期間及び時間

平成十九年六月二十二日から同年七月六日までの午前九時から午後四時三十分まで

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年七月二十日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所(電話〇八三六一二一―三三四五)にすること。

山口県告示第三百四十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、宇部都市計画道路一・四・二宇部湾岸線厚南高架橋(仮称)橋りょう整備工事(上部工第一三工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)(及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年六月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 宇部都市計画道路一・四・二宇部湾岸線厚南高架橋(仮称)橋りょう整備工事(上部工第一三工区)

(一) 工事場所 宇部市大字妻崎開作字作二二三ノはノ割及び字作二二三ノにノ割地内

(二) 工事の概要

構造	延長	道路幅員
橋		

PC五径間連結ポストテンション合成
桁形式橋りょう

一五八・五メートル

（車道一四・〇メートル）

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。）(二) (一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。

(二) 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。

(三) 出資比率が三十パーセント以上であること。

(四) 平成十九年六月二十一日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のものプレストレストコンクリート工事の数値が千百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所 宇部市港町一丁目五番七号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十九年六月二十二日から同年七月六日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

平成十九年七月二十日までに発送する。
その他

この審査についての問合せは、山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所（電話〇八三六―二一―三三四五）にすること。

山口県告示第三百四十八号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示（平成三年山口県告示第九百三十二号）の一部を次のように改正し、平成十九年六月二十三日から施行する。

平成十九年六月二十二日

山口県知事 二井 関 成

三の(二)を次のように改める。

(二) 事務取扱店の範囲

本店又は本所、支店又は支所及び出張所（県外にあるもの（株式会社みずほ銀行の本店、支店及び出張所並びに株式会社もみじ銀行小倉支店を除く。）を除く。）
三の(三)中「収納事務」の下に、「株式会社もみじ銀行小倉支店にあっては、口座振替の方法によるものに限る。」を加える。



(三三三) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十九年六月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

(一) 次に掲げる物品の借入れ

(一) 物品の名称及び数量

住民基本台帳ネットワークシステムに係るサーバ等 一式

(二) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

平成二十年三月一日から平成二十五年二月二十八日までの間

(四) 使用場所

山口県地域振興部市町課ほか二箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十九年山口県告示第五十五号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県地域振興部市町課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県地域振興部市町課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県地域振興部市町課

(三) 受領期限

平成十九年八月一日午後五時(入札書を持参する場合は、平成十九年八月二日午

前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県地域振興部第一号会議室

(二) 日時

平成十九年八月二日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者 二井 関成
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否 要
- (四) 契約保証金 免除する。
- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
- (六) 詳細については、山口県地域振興部市町課(電話〇八三一九三三一一三〇七)に問い合わせること。

十一 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Municipal Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of server etc. of basic re-

ident registration network systems

- (3) Use term: From March 1, 2008 to February 28, 2013
- (4) Use place: Municipal Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government and 2 other places
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Municipal Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government (TEL 083-933-2307)
- (6) Time-limit for tender: 5:00 P.M., August 1, 2007
(In case of bringing a tender: 10:00 A.M., August 2, 2007)

(三三四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款は、平成十九年八月八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年六月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十九年六月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人やまぐち里山人ネットワーク

代 表 者 の 氏 名 園田 秀則

主たる事務所の所在地 萩市大字佐々並二四七六番地の七

(三三五) 平成十九年度毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第八条第一項第三号の毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施します。

平成十九年六月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 試験の日時

平成十九年十一月十七日(土曜日)午前十時から正午まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

三 受験願書の受付期間

平成十九年九月三日(月曜日)から同月二十八日(金曜日)まで(郵送の場合は、九月二十八日までの消印のあるものは、有効とする。)

四 受験願書等の提出先

最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)山口県健康福祉部薬務課に提出すること。
なお、郵送する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書すること。

五 提出書類

(一) 受験願書

(二) 戸籍の謄本又は抄本(日本の国籍を有しない者にあつては、外国人登録法(昭和二十七年法律第二百五号)の規定による外国人登録原票の記載事項に関する市町村長の証明書)

(三) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの)

六 受験手数料

一万五百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成十九年十二月三日(月曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部薬務課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部薬務課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験」と朱書きし、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県健康福祉部薬務課(電

話〇八三一九三三三〇一八)にすること。

(三二六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年二月九日山口県公告(六六)に係る大規模小売店舗について次のとおり阿武町から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年六月二十二日から同年七月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び阿武町役場において公衆の縦覧に供します。

平成十九年六月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンマート奈古店

所在地 阿武郡阿武町大字奈古三三二六の二

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三二七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年二月九日山口県公告(六七)に係る大規模小売店舗について次のとおり光市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年六月二十二日から同年七月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課並びに光市経済部商工観光課及び光市大和支所において公衆の縦覧に供します。

平成十九年六月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 クスリ岩崎チエーン光小周防店

所在地 光市大字小周防一六五〇の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三二八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年二月九日山口県公告(六八)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年六月二十二日から同年七月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年六月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コジマNEW宇部店

所在地 宇部市東見初町五二五の二二六

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三二九) 土地改良区連合の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十四条において準用する同法第十八条第十六項の規定により、土地改良区連合から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十九年六月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員

土地改良区連合の名称	理事の別	氏名	住 所
岩国市八幡土地改良区連合	理事	細川 俊夫	岩国市室の木町二丁目七番四一号
"	"	助田 典三	立石町四丁目一四番一五号
"	"	今中 光雄	山手町一丁目一三番一五号
"	"	廣田 和夫	川下町二丁目二番一一号
"	"	高橋 巖	車町二丁目一四番一五号
"	"	宮崎 進	楠町三丁目九番三五号

二 退任した役員	中川 正	南岩国町一丁目二四番五七号
山縣 康男	尾津町三丁目五番三九号	
野坂 保	南岩国町五丁目四三番二二号	
神村 章男	尾津町一丁目五番五号	
石崎 榮一	旭町二丁目二番一九号	
中村 雄三	山手町二丁目一八番一八号	

岩国市八幡土地改良区連合	理事の別	氏名	住 所
土地改良区連合の名称	理事	細川 俊夫	岩国市室の木町二丁目七番四一號
助田 典三	立石町四丁目一四番一五号		
今中 光雄	山手町一丁目一三番一五号		
廣田 和夫	川下町二丁目二番一號		
高橋 巖	車町二丁目一四番一五号		
宮崎 進	楠町三丁目九番三五号		
多谷 一己	門前町四丁目一番一五一號		
中川 正	南岩国町一丁目二四番五七号		
高崎 守	門前町三丁目一六番三〇号		
神村 章男	尾津町一丁目五番五号		
石崎 榮一	旭町二丁目二番一九号		
中村 雄三	山手町二丁目一八番一八号		

(三三〇) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成十九年六月二十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 事業の名称
県営伊上地区ほ場整備事業
- 二 工事完了の時期
平成十九年三月二十八日

- 一 事業の名称
県営畑の池地区ため池等整備事業
- 二 工事完了の時期
平成十九年五月三十日

平成十九年六月二十二日印刷
平成十九年六月二十二日発行

発行人所 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)